

# Part 1 : Individuals

Part 1では、連邦個人所得税および連邦贈与税・相続税が出題される。

Study Unit 1-11 Federal Individual Income Tax (連邦個人所得税)		
<b>SU1</b>	<b>Filing Requirements (申告義務)</b> 1-1 Preliminary Work to Preparer Tax Returns (申告書作成のための準備) 1-2 Filing Status (申告資格) 1-3 Filing Requirements (申告義務) 1-4 Personal and Dependency Exemptions (人的控除・扶養控除) 1-5 Returns of Dependents (扶養家族の申告) 1-6 Nonresident and Dual-Status Aliens (非居住外国人・二重資格を有する外国人)	<b>p.3</b>
<b>SU2</b>	<b>Gross Income (総所得)</b> 2-1 Gross Income (総所得) 2-2 Interest Income (利子所得) 2-3 Income from Securities (配当所得) 2-4 Royalties and Rental Income (ロイヤルティ所得・不動産賃貸所得) 2-5 Income in Respect of a Decedent (故人に関連する所得)	<b>p.15</b>
<b>SU3</b>	<b>Business Deductions (事業経費の控除)</b> 3-1 Business Expenses (事業経費) 3-2 Entertainment and Meals (交際接待費・飲食費) 3-3 Rental Property Expenses (賃貸不動産に係る経費)	<b>p.25</b>
<b>SU4</b>	<b>Above the Line Deductions and Losses (調整総所得前控除および損失)</b> 4-1 Educator Expenses (教育者費用) 4-2 Health Savings Account (医療費貯蓄口座) 4-3 Moving Expenses (適格引越費用) 4-4 Self-Employment Deductions (自営業者の控除) 4-5 Alimony Paid (支払離婚扶助手当) 4-6 Retirement Savings (IRA) Contribution (個人退職年金口座) 4-7 Higher Education Expenses (教育関連控除) 4-8 Other Above the Line Deductions (その他の調整総所得前控除) 4-9 Loss Limitations (損失控除の制限)	<b>p.33</b>
<b>SU5</b>	<b>Itemized Deductions (項目別控除)</b> 5-1 Medical Expenses (医療費) 5-2 Taxes (税金) 5-3 Interest Expenses (支払利息) 5-4 Charitable Contributions (慈善寄付金) 5-5 Casualty Losses (災害損失) 5-6 Itemized Deductions on Separate Returns (夫婦個別申告における項目別控除) 5-7 Miscellaneous Deductions Subject to 2% AGI Limitation (2%制限付き雑控除) 5-8 Miscellaneous Deductions Not Subject to 2% AGI Limitation (その他の雑控除)	<b>p.45</b>
<b>SU6</b>	<b>Tax Credits, Other Taxes, and Payments (税額控除、その他の税、前払税金)</b> 6-1 Tax Credits (税額控除) 6-2 Other Taxes (その他の税) 6-3 Payments (前払税金等)	<b>p.55</b>
<b>SU7</b>	<b>Basis (資産のベース)</b> 7-1 Cost Basis (購入により取得した資産)	<b>p.65</b>

	7-2 Property Received by Gift (贈与により取得した資産) 7-3 Property Received for Services (役務提供の対価として受領した資産) 7-4 Inherited Property (相続により取得した資産) 7-5 Stock Dividends (株式配当)	
<b>SU8</b>	<b>Adjustments to Assets Basis and Capital Gains / Losses</b> (資産のベーススに対する調整とキャピタル・ゲインまたはロス) 8-1 Adjustments to Asset Basis (資産のベーススに対する調整) 8-2 Holding Period (資産の保有期間) 8-3 Capital Gains and Losses (キャピタル・ゲインおよびロス) 8-4 Capital Gains on Sales of Stock (株式の売却によるキャピタル・ゲイン) 8-5 Sections 1202 and 1244 Stock (適格中小企業株式)	<b>p.73</b>
<b>SU9</b>	<b>Business Property, Related Parties, and Installment Sales</b> (事業用資産、関係者間取引、割賦販売) 9-1 Related Party Sales (関係者間取引) 9-2 Business Property (事業用資産) 9-3 Installment Sales (割賦販売)	<b>p.83</b>
<b>SU10</b>	<b>Nonrecognition Property Transactions (非課税の資産取引)</b> 10-1 Sale of a Principal Residence (個人の主たる住居の売却) 10-2 Like-Kind Exchanges & Involuntary Conversions (同種資産の交換・強制的転換)	<b>p.91</b>
<b>SU11</b>	<b>Individual Retirement Accounts (個人退職年金口座)</b> 11-1 IRAs Defined (個人退職年金口座とは) 11-2 Contributions (個人退職年金口座への積立て) 11-3 Penalties (個人退職年金口座に関する罰則金) 11-4 Roth IRAs (ロス個人退職年金口座) 11-5 Coverdell Education Savings Accounts (教育費貯蓄口座)	<b>p.103</b>
<b>Study Unit 12-13 Federal Gift and Estate Tax (連邦贈与税・相続税)</b>		
<b>SU12</b>	<b>Gift Tax (贈与税)</b>	<b>p.113</b>
<b>SU13</b>	<b>Estate Tax (相続税)</b>	<b>p.119</b>

まず、連邦個人所得税に関する問題を演習する。以下は所得税申告書の概要となるが全体像を確認しておこう。EA 試験では納税者の立場ではなく「申告書作成者」としての立場から問題を解く必要がある。

### Form 1040 : U.S. Individual Income Tax Return

<b>GROSS INCOME</b>	総所得
– Above the Line Deductions	調整総所得前控除
<b>= ADJUSTED GROSS INCOME</b>	調整総所得
– Itemized Deductions or Standard Deduction	① 項目別控除または標準控除のいずれか大
– Personal and Dependency Exemptions	② 人的控除・扶養控除
<b>= TAXABLE INCOME</b>	課税所得
× Tax Rate	適用税率
<b>= INCOME TAX</b>	所得税額
+ Alternative Minimum Tax / SE Tax / Other Taxes	代替ミニマム税・自営業者税その他の税
– Tax Credits / Payments	税額控除・前払税金等
<b>= TAX LIABILITY OR REFUND</b>	申告納税額または還付税額

(注) 各種フォーム(申告書およびその他の調書)は、IRSのホームページにてダウンロードできる。EA試験は四択問題のみであるため、USCPA試験のようにForm 1040への入力問題は出題されないが、USCPA試験では目にすることがなかったフォームの番号等が問題文に含まれていることがある。IRSのホームページにて具体的なフォームを参照するという少しの手間をかけると記憶に残りやすくなるかもしれない。なお、主要なフォームは、当レジュメ「巻末資料：関連フォーム集」に掲載している。

1

## FILING REQUIREMENTS

A13問 (43.3%) B13問 (43.3%) C4問 (13.4%)

GLEIM Text p.25

## 1-1. Preliminary Work to Preparer Tax Returns (申告書作成のための準備)

## 1. B ランク

出題トピック 納税者の過年度の申告書

**Answer (D) is correct.**

当年度の申告書作成業務を効率的に行うために、納税者から過年度の申告書を入手する。過年度の申告書をレビューすることで、当年度の申告における重要な変更点 (significant changes) を把握することができる。重要な変更点がない場合には、過年度と類似した所得税額となると予想できる。これにより大きな計算ミス (gross mathematical errors) 等を避けられる。

また、納税者の過年度の申告書の正確性 (accuracy of the prior year's return) を確認することで、当年度の申告書を効率よく作成できる。※過年度の申告書において重大な誤りを発見した場合には、納税者に適切な対応 (例：修正申告) を助言しなければならない。

∴ **選択肢 (D)** が正解となる。

## 2. B ランク★

出題トピック 納税者の基本情報

**Answer (D) is correct.**

納税者から納税者の基本情報を入手する。

- ・ 生年月日 (date of birth) と 年齢 (age)
- ・ 婚姻状況 (marital status)
- ・ 扶養家族 (dependents) の有無
- ・ 国籍 (citizenship)
- ・ 米国滞在状況 (immigration status)

納税者の申告書に含まれる納税者本人・配偶者・扶養家族について、各々の社会保障番号 (Social Security Number : SSN)が必要である。社会保障番号の取得資格がない外国人の場合には、個人納税者識別番号 (Individual Taxpayer Identification Number : ITIN)を申請し申告書に記入しなければならない。ITINの申請は **Form W-7** (ITIN 申請書) を用いて行う。申告時まで養子とした子供が社会保障番号を得られない場合、養子手続過程の納税者識別番号 (Adoption Taxpayer Identification Number : ATIN)を申請し申告書に記入しなければならない。

また、納税者から所得税申告 (総所得・所得控除・税額控除) に必要な書類を入手する。例えば、**Form W-2** (給与所得の源泉徴収票)、**Form 1099-INT** (利子等の支払調書)、**Form 1099-DIV** (配当等の支払調書) などである。※必要書類リストは、巻末資料：関連フォーム集 (F-3ページ) に掲載している。

選択肢 (A) (B) (C) : すべて納税者から入手すべき情報である。

∴ **選択肢 (D)** が正解となる。

**1-2. Filing Status (申告資格)**

申告資格には5種類あり、課税年度末の時点（暦年課税年度採用の場合 12/31）で法的に結婚しているかどうかで、2つに大別される（※但し、配偶者の死亡年度の特例、みなし独身の特例あり）。

申告資格に応じて、適用される税率表や標準控除額 (standard deduction) 等が異なる。

既婚者	(1) <b>Married Filing Jointly : MFJ</b> / Joint Return (夫婦合算申告)	税率表 Y-1
	(2) <b>Married Filing Separately : MFS</b> / Separate Return (夫婦個別申告)	税率表 Y-2
独身者	(3) <b>Qualifying Widow(er) / Surviving Spouse</b> (適格寡婦 (夫))	税率表 Y-1
	(4) <b>Head of Household : HOH</b> (特定世帯主)	税率表 Z
	(5) <b>Single</b> (単身者)	税率表 X

以下は、2016年度 連邦個人所得税の税率表である。

Tax rate	税率表 Y-1	税率表 Y-2
10%	\$ 0 – \$ 18,550	\$ 0 – \$ 9,275
15%	\$ 18,550 – \$ 75,300	\$ 9,275 – \$ 37,650
25%	\$ 75,300 – \$ 151,900	\$ 37,650 – \$ 75,950
28%	\$ 151,900 – \$ 231,450	\$ 75,950 – \$ 115,725
33%	\$ 231,450 – \$ 413,350	\$ 115,725 – \$ 206,675
35%	\$ 413,350 – \$ 466,950	\$ 206,675 – \$ 233,475
39.6%	\$ 466,950 and over	\$ 233,475 and over

  

Tax rate	税率表 Z	税率表 X
10%	\$ 0 – \$ 13,250	\$ 0 – \$ 9,275
15%	\$ 13,250 – \$ 50,400	\$ 9,275 – \$ 37,650
25%	\$ 50,400 – \$ 130,150	\$ 37,650 – \$ 91,150
28%	\$ 130,150 – \$ 210,800	\$ 91,150 – \$ 190,150
33%	\$ 210,800 – \$ 413,350	\$ 190,150 – \$ 413,350
35%	\$ 413,350 – \$ 441,000	\$ 413,350 – \$ 415,050
39.6%	\$ 441,000 and over	\$ 415,050 and over

**3. B ランク★****出題トピック** 特定世帯主（みなし独身）**Answer (C) is correct.**

Head of Household は、以下の要件をすべて満たしている者が用いることができる申告資格。

- ① 納税者は、課税年度末の時点で独身（※「みなし独身」も含む）であり、Qualifying Widow (er)に該当しない。
- ② 納税者は、課税年度の『半年』超の期間にわたり、扶養家族である『親族（3親等以内の親族 ※里子も含む）』と同居しており家計維持費の50%超を負担していること。問6の解説も参照のこと。

※「みなし独身」規定とは、子供がいる納税者が、課税年度末の時点で法的には結婚している状態にあるにもかかわらず MFS を選択せざるを得ない状況にあり（配偶者から MFJ のための署名をもらえない状況にあり）、その配偶者と年度の後半6ヶ月間別居している場合、独身としてみなすという規定である。当規定は主に配偶者と別居中の母子（父子）家庭を想定したもので、その他の要件を満たしていれば Head of Household を用いることを認めている。

∴ **選択肢 (C)** が正解となる。

<参考>MFJ を用いる場合には、申告書上、夫婦2人の署名が必要である。なお、MFJ を用いた場合、未納税額等に対し夫婦が連帯責任を負う（但し、無責配偶者 (innocent spouse) 規定により連帯責任から救済されることもある）。

**4. A ランク★****出題トピック** 申告資格の選択**Answer (D) is correct.**

課税年度末（暦年課税年度採用の場合、12/31）の時点で法的に結婚している夫婦の場合には、MFJ または MFS のいずれかを選択できる。

本問では、12/31の時点で法的別居 (legally separated) の状態にあり、夫婦のステータスを用いることはできない。扶養家族である子供（親族）がいないため、各自“Single（単身者）”として申告を行う。∴ **選択肢 (D)** が正解。

選択肢 (A) (B) : 12/31に法的に結婚している夫婦であれば、MFJ または MFS のいずれかを選択可。一般的には、MFJ を選択したほうが有利となる。

選択肢 (C) : 扶養家族である子供（親族）がいないため、HOH には該当しない。

**5. A ランク★****出題トピック** 特定世帯主（同居の要件）**Answer (C) is correct.**

Head of Household の要件は、課税年度において『半年』超の期間にわたり、扶養家族である『親族（3親等以内の親族 ※里子も含む）』と同居しており家計維持費の50%超を負担していること。∴1年間ではないため、**選択肢 (C)** が正解となる。

一方 Qualifying Widow (er)の要件は『1年間』扶養家族である『子供』（※継子、養子、孫を含む。但し、里子を除く。）と同居しており、家計維持費の50%超を負担していること。

Qualifying Widow (er) = **Whole Year**

Head of Household = **Half Year**

## 6. C ランク

**出題トピック** 特定世帯主（同居の要件）

**Answer (C) is correct.**

Head of Household の要件は課税年度において『半年』超の期間にわたり、扶養家族である『親族（3親等以内の親族 ※里子も含む）』と同居しており家計維持費の50%超を負担していること。※ 学校、休暇、入院などによる一時的な別居 (temporary absences) 期間については同居していたとして扱われる。

※ 同居についての特例：扶養家族である子供（継子、養子、孫を含む）とは同居している必要があるが、扶養家族である親とは同居している必要はない。例えば、納税者とは同居しておらず老人ホームにいる親を扶養しているケースも、Head of Household に該当する。

「家計維持費」に含まれるもの (食・住のみ)	含まれないもの (衣・その他)
固定資産税	衣料費
住宅担保ローンの借入利息	教育費
賃借料	医療費
水道光熱費	生命保険料
住宅の修繕維持費	交通費
住宅の保険料	休暇費用
食費	納税者・扶養家族による役務提供の価値

選択肢 (C)：既婚の子供 (married child) の場合には、納税者の扶養家族でなければならない (納税者がその子供の扶養控除をとる)。

∴ 選択肢 (C) のケースでは、納税者の元夫がその子供の扶養控除をとっているため、納税者は Head of Household を用いることはできない。∴ 選択肢 (C) が正解となる。

一方、未婚の子供 (unmarried child) の場合、適格子供 (“qualifying child”：CARES) の要件を満たしていれば、納税者の扶養家族 (dependent) でなくても構わない。

例：数年前に離婚した母親が12歳の適格子供を養育している。母親は父親から養育費を受領しているためその子供の扶養控除をとる権利を放棄した。元夫 (父親) は “Single (単身者)” を用い、その子供を扶養家族 (dependent) として申告書に含め扶養控除をとった。この状況であれば、母親は適格子供との “Head of Household” を選択できる。

## 7. A ランク

**出題トピック** 配偶者の死亡年度

**Answer (D) is correct.**

配偶者の死亡年度は、特例として死亡した配偶者との MFJ を用いることができる。

∴ 選択肢 (D) が正解となる。

## 8. B ランク

**出題トピック** 特定世帯主（みなし独身）

**Answer (A) is correct.**

「みなし独身」規定とは、子供がいる納税者が、課税年度末の時点において、法的には結婚している状態にあるにもかかわらず MFS を選択せざるを得ない状況にあり (配偶者から MFJ のためのサインをもらえない状況にあり)、その配偶者と年度の後半6ヶ月間別居している場合、独身としてみなすという規定である。

∴ 選択肢 (A) が正解となる。

## 9. A ランク

**出題トピック** 特定世帯主（同居の要件）

**Answer (B) is correct.**

扶養家族である親とは同居している必要はない。

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

### 1-3. Filing Requirements (申告義務)

申告義務の原則ルール	注意点
原則として、納税者の総所得 (GI) が標準控除額 (basic standard deduction) と人的控除額 (personal exemption) の合算額以上である場合、申告義務が生じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例外：MFS を選択する場合には、標準控除額および追加標準控除額を含めることができず、人的控除額 (personal exemption) のみで申告義務の有無を判断する。</li> <li>・追加標準控除 (additional standard deduction) に該当する納税者 (※MFS を除く) は、「65歳以上の高齢者」が対象となる追加控除額のみ、申告義務の有無を判断する上での計算に含まれる。</li> <li>・申告義務の有無を判断する上での計算には、扶養控除額 (dependency exemption) は含まれない。</li> </ul> <p>※自営業者の場合には、左記の原則ルールとは別に、自営業からの所得 (純利益) が\$400以上ある場合申告義務が生じる。          ※扶養家族 (dependent) の場合も、左記の原則ルールとは別に、不労所得を基準とした申告義務の規定がある。</p>

2016 Filing Status	Standard Deduction	Personal Exemption	Total 申告義務	Additional SD
Married Filing Jointly	\$12,600	(2人分) \$8,100	\$20,700	\$1,250
Qualifying Widow(er)	\$12,600	\$4,050	\$16,650	\$1,250
Head of Household	\$9,300	\$4,050	\$13,350	\$1,550
Single	\$6,300	\$4,050	\$10,350	\$1,550
Married Filing Separately	\$6,300	\$4,050	例外：\$4,050	\$1,250

#### 10. C ランク (暗記) ★

出題トピック 申告義務

Answer (D) is correct.

Mr. Todd は Head of Household の要件を満たす。  
 Head of Household の申告義務 (2016) は  
 $\$9,300 + \$4,050 = \$13,350$ 。  
 ∴ 選択肢 (D) が正解となる。

#### 11. C ランク (暗記)

出題トピック 申告義務

Answer (A) is correct.

Single で65歳以上の申告義務 (2016) は  
 $\$6,300 + \$4,050 + \$1,550 = \$11,900$ 。  
 $GI = \$3,000 \text{ bonus} + \$2,300 \text{ wages} = \$5,300$ 。  
 ∴ Maple 氏には申告義務はない。選択肢 (A) が正解となる。  
 ※社会保障給付 (Social Security benefits) :  
 低額所得者 (独身者: "Provisional income" が  
 $\$25,000$ 以下の者) の場合、給付額が「全額」  
 非課税となる。詳細は【SU2】問3の解説を参  
 照のこと。

## 12. A ランク

出題トピック 死亡した納税者の申告期限

Answer (C) is correct.

納税者が課税年度の途中で死亡した場合も死亡日までの所得を計算して申告義務があれば申告が必要となり、個人所得税の申告期限のルールは上記と同様である。∴**選択肢 (C)** が正解となる。

## 13. A ランク

出題トピック 申告期限と延長

Answer (C) is correct.

個人所得税の申告義務のある納税者は、原則として、課税年度末から4ヶ月目の15日（暦年課税年度採用の場合は**4/15**）までに、申告書を提出しなければならない。申告期限が土日祝日の場合、翌営業日までとなる。

上記原則の申告期限までに、Form 4868 : *Application for Automatic Extension of Time* (延長の申請書) を提出するまたはクレジット・カードで必要な納税を済ませることにより、申告書の提出期限を**6ヶ月延長**することができる。

※ 但し、4/15の時点で米国外に居りなおかつ事業の本拠地が米国外にある米国市民及び居住者は、Form 4868を提出することなく、自動的に2ヶ月の延長を受けられる。Form 4868を提出することにより、2カ月+4ヶ月=計6ヶ月の延長を受けられる。

**申告書の提出期限の延長を受けた場合であっても、税の納付期限は延長されない。** ゆえに、4/15の時点で未納税額がある場合には、未納税額に対し「延滞納付に関する罰則金 (Failure-to-Pay Penalty)」および「延滞利息」が課せられる。但し、4/15までに当年度の納税額の90%を納付し、なおかつ、延長後の申告期限までに完納すれば、上記罰則金は例外的に課されない。

選択肢 (A) : 2カ月ではなく6ヶ月。∴誤り。  
選択肢 (B) : 6ヶ月ではなく2カ月。∴誤り。  
**選択肢 (C) :** 税の納付期限は延長されないため、4/15の時点で未納税額がある場合には、未納税額に対し「延滞納付に関する罰則金 (Failure-to-Pay Penalty)」と「延滞利息」が課せられる。∴正しい。

選択肢 (D) : 延長は、電子申告 (E-file) をする場合も認められる。∴誤り。

## 14. B ランク★

出題トピック 申告期限と延長

Answer (C) is correct.

問13の解説を参照のこと。

選択肢 (A) : 税の納付期限は延長されないため、4/15の時点で未納税額がある場合には、未納税額に対し「延滞納付に関する罰則金 (Failure-to-Pay Penalty)」と「延滞利息」が課せられる。∴誤り。

選択肢 (B) : 8ヶ月ではなく、6ヶ月である。∴誤り。

**選択肢 (C) :** 正しい。

選択肢 (D) : このような規定はない。∴誤り。

## 15. A ランク

出題トピック 申告期限と延長

Answer (C) is correct.

申告書の提出期限の延長を受けた場合であっても、税の納付期限は延長されない。

∴**選択肢 (C)** は誤り。



**1-4. Personal and Dependency Exemptions (人的控除・扶養控除)**

**Personal Exemption (人的控除) = 納税者本人と配偶者の控除**

1人当たり一律\$4,050 (2016)。  
 ※納税者は、MFJの場合に、配偶者の exemption を控除可。  
 但し、MFSでも、その配偶者にGIがなく他の納税者の扶養家族でない場合には控除可。

**Dependency Exemption (扶養控除) = 扶養家族の控除**

Qualifying Child (適格子供) <b>CAR(E)S+NC</b>	Qualifying Relative (適格親族) <b>SINCRO</b>
<p><b>①Close Relationship Test 【関係の要件】</b>                      納税者の子供（※継子、里子、養子、兄弟姉妹、継兄弟姉妹、孫を含む）であること。</p> <p><b>②Age Limit Test 【年齢の要件】</b>                      課税年度末の時点で19歳未満、または24歳未満のフルタイムの学生であること。</p> <p><b>③Residency Requirement 【同居の要件】</b>                      半年超の期間、納税者と同居していること。                      ※学校・休暇・入院などによる一時的な別居期間については同居していたとして扱う。</p> <p><b>④Eliminate GI Test = 所得制限ナシ。</b></p> <p><b>⑤Support Test 【扶養の要件】</b>                      その子供が自身の生活費の50%超を負担していないこと。※納税者自身が援助している必要はない。</p> <p><b>⑥Not Joint Return 【夫婦合算申告の要件】</b>                      その子供がその配偶者とMFJしていないこと。                      ※但し、還付目的の場合には構わない。</p> <p><b>⑦Citizenship Test 【国籍の要件】</b>                      その子供が米国民または米国、カナダ、メキシコの居住者であること。</p>	<p><b>①Support Test 【扶養の要件】</b>                      納税者が扶養家族となる者の生活費の50%超を負担していること。※生活費には衣食住および医療費、教育費、交通費等が含まれる。</p> <p><b>③ Gross Income Test 【総所得の要件】</b>                      扶養家族となる者のGIが\$4,050 (2016) 未満であること。※非課税所得はこの計算には含まれない。</p> <p><b>③Not Joint Return 【夫婦合算申告の要件】</b>                      扶養家族となる者がその配偶者と MFJ していないこと。※但し、全額還付目的の場合には構わない。</p> <p><b>④Citizenship Test 【国籍の要件】</b>                      扶養家族となる者が米国民または<b>米国、カナダ、メキシコの居住者</b>であること。</p> <p><b>⑤Relationship Test 【関係の要件】</b>                      扶養家族となる者が3親等以内の親族（<b>※姻戚、元姻戚も含む</b>）である、  <b>OR</b> 1年間同居していること。</p>

**Phaseout of Exemptions (控除額の遡減)**

<高額所得者の特例>2016年度において AGI が下表の金額を超える高額所得者は、人的控除および扶養控除 (personal and dependency exemptions) の控除額が、超過部分\$2,500 (MFS の場合\$1,250) につき2%ずつ減額される。

Filing status	AGI threshold
Married Filing Jointly	\$311,300
Qualifying Widow(er)	\$311,300
Head of Household	\$285,350
Single	\$259,400
Married Filing Separately	\$155,650

## 16. A ランク

出題トピック 関係の要件

Answer (A) is correct.

“Qualifying Relative”における関係の要件は、扶養家族となる者が3親等以内の親族（※姻戚、元姻戚も含む）であるまたは1年間同居していること。

∴義理の弟は3親等以内の親族であるため、1年間同居している必要はない。

選択肢 (A) が誤り。

## 17. A ランク

出題トピック 総所得の要件

Answer (D) is correct.

“Qualifying Child”には、総所得の要件（所得制限）は適用されない。

∴選択肢 (D) が正解となる。

## 18. A ランク

出題トピック 総所得の要件

Answer (C) is correct.

2人の未成年の子供は“Qualifying Child”の要件を満たす。課税年度の半年超の期間、納税者と同居しているかどうかが問題文に与えられていないが、特に反する記述がないため満たしていると考える。

母親については“Qualifying Relative”の要件を満たしているかどうかを判断する。母親のGIは $\$2,600 + \$1,500 + \$1,000 = \$5,100 > \$4,050$  (2016) を超えているため、GIの要件を満たさず、“Qualifying Relative”には該当しない。∴納税者本人+配偶者+子供2人=合計4人。選択肢 (C) が正解となる。

## 19. B ランク★

出題トピック 総所得の要件

Answer (B) is correct.

“Qualifying Relative”における総所得の要件は、扶養家族となる者のGIは $\$4,050$  (2016) 未満であること。

※非課税所得（例：非課税の奨学金・地方債利息・社会保障給付）はこの計算には含まれない。

※不動産賃貸所得については、経費を差し引く前の賃貸収入をこの計算に含める。自営業者の事業所得についても経費（売上原価を除く）を差し引く前の事業収入をこの計算に含める。

父親のGI= $\$4,000$  gross rent : 賃貸収入+ $\$1,400$  配当= $\$5,400$

選択肢 (B) が正解となる。

## 20. B ランク

出題トピック 関係の要件

Answer (A) is correct.

“Qualifying Relative”における関係の要件は、扶養家族となる者が3親等以内の親族（※姻戚、元姻戚も含む）であるまたは1年間同居していること。∴3人とも“Qualifying Relative”となる。選択肢 (A) が正解となる。

## 21. A ランク

出題トピック 離婚した場合の子供の扶養控除

Answer (C) is correct.

原則として、当年度により多くの期間養育している親がその子供の扶養控除をとれる。

∴選択肢 (C) が正解となる。

## 22. B ランク

出題トピック 扶養の要件

Answer (C) is correct.

“Qualifying Relative”における扶養の要件は、納税者が扶養家族となる者の生活費の50%超を援助していること。

子供の生活費を養育費の支払いで負担している場合に、当年度支払った過年度の未払養育費は生活費50%超の計算には含めることができない。∴選択肢 (C) が正解となる。

## 23. A ランク★

出題トピック 扶養の要件

Answer (D) is correct.

“Qualifying Relative”における扶養の要件は、納税者が扶養家族となる者の生活費の50%超を援助していること。

息子が、母親の生活費の50%超、つまり母親自身が負担している生活費 $\$2,600$  ( $=\$600 + \$1,800 + \$200$ ) を超える金額を母親に援助している必要がある。

∴選択肢 (D) :  $\$2,700$  が正解となる。

## 24. B ランク

## 出題トピック 扶養の要件（生活費）

## Answer (D) is correct.

選択肢 (A) : 違法な関係 (例 : 誘拐した子供) の場合、関係の要件を満たさない。∴正しい。

選択肢 (B) : 死亡した年度においても、満額の exemption が認められる。∴正しい。

選択肢 (C) : 国籍の要件を満たすためには、米国民または米国、カナダ、メキシコの居住者でなければならない。∴正しい。

選択肢 (D) : 扶養の要件における「生活費」の計算には、もちろん非課税所得からの支出も含まれる。∴誤り。

本問のケースでは、

- ・配偶者に関し特に反する記述がないため、配偶者の exemption 可。但し、本問で問われているのは扶養家族 (dependents) となる者なので、配偶者は含まれない。
  - ・叔父 (father's brother) は、3親等以内の親族なので、同居しているかどうかに関わらず、関係の要件を満たし扶養家族となれる。
  - ・従兄弟姉妹 (cousin) は、3親等以内の親族ではないため、1年間同居が必要となる。同居していないため、関係の要件を満たさない。
- ∴選択肢 (B) : 叔父 (father's brother) のみが正解となる。

## 25. B ランク

## 出題トピック 扶養の要件（生活費）

## Answer (C) is correct.

扶養の要件における「生活費」には、衣料費、食費、住居費、医療費、教育費、交通費等が含まれる。

医療費は生活費となるが、医療保険から払戻しを受けた場合その金額は含められない。

∴選択肢 (C) が誤り。

なお、教育費は生活費となるが、奨学金を受領した場合その金額は含められない。

## 27. C ランク

## 出題トピック 控除額の遞減 (phaseout of exemptions)

## Answer (C) is correct.

2016年度において AGI が下表の金額を超える高額所得者は、人的控除および扶養控除 (personal and dependency exemptions) の控除額が、超過部分\$2,500 (MFS の場合\$1,250) につき2%ずつ減額される。

∴選択肢 (A) (B) (D) は誤り。選択肢 (C) は正しい。

Filing status	AGI threshold
Married Filing Jointly	\$311,300
Qualifying Widow(er)	\$311,300
Head of Household	\$285,350
Single	\$259,400
Married Filing Separately	\$155,650

## 26. A ランク

## 出題トピック 配偶者控除および関係の要件

## Answer (B) is correct.

<配偶者の exemption>

納税者は、原則として、MFJ を選択した場合に、配偶者の控除を用いることができる。

但し、MFS であっても、その配偶者に GI がなくその配偶者が他の納税者の扶養家族でないのであれば、その配偶者の控除を用いることが認められている。

<関係の要件>

“Qualifying Relative” における関係の要件は、扶養家族となる者が3親等以内の親族 (※姻戚、元姻戚も含む) であるまたは1年間同居していること。

## 1-5. Returns of Dependents (扶養家族の申告)

### 28. B ランク

#### 出題トピック

親の扶養家族である子供の  
不労所得

#### Answer (D) is correct.

①18歳未満の未成年の子供または ②24歳未満のフルタイムの学生でその勤労所得 (earned income) が自身の生活費の50%を超えていない子供に純不労所得 (net unearned income) がある場合、子供の申告書上純不労所得の部分にはその子供の親の最高税率 (marginal tax rate) が適用されることになる。これは扶養家族を利用した所得分散による節税を規制することを目的とした規定である。なお、子供の勤労所得にはその子供自身の税率が適用される。

純不労所得 (net unearned income : NUI)とは、不労所得から原則\$2,100 (= \$1,050 + \$1,050)を差し引いた金額をいう。

#### <補足解説>

親の申告書上で扶養家族となっている上記①②の子供の不労所得および GI が原則\$1,050以上あれば、子供自身で申告が必要となる。

子供自身で申告した場合、

- ・ 子供などの扶養家族の標準控除額 (standard deduction) は、(1) \$1,050または (2) 扶養家族の勤労所得 (earned income) に\$350を加算した金額のいずれか大きい方となる。
- ・ 子供の申告書上は自身の人的控除 (personal exemption) をとることはできない。

子供の不労所得に対する課税	
2016	
0—\$1,050	申告義務なし
\$1,051—\$2,100	子供本人の税率適用
\$2,101 and over	親の最高税率適用

また、子供の不労所得が配当所得および利子所得のみで\$1,050超\$10,500以下であれば、子供自身が申告しないで、子供の純不労所得を親の所得に合算することを選択可。

選択肢 (A) : any income が誤り。

選択肢 (B) : 年齢に関わらずが誤り。

選択肢 (C) : 純不労所得 (net earned income) なので誤り。

選択肢 (D) : 正しい。

## GLEIM Text p.34

## 1-6. Nonresident and Dual-Status Aliens (非居住外国人・二重資格を有する外国人)

## 米国市民および居住外国人

米国市民 (citizen) および居住外国人 (resident alien) は、「米国外 (外国) 源泉所得」を含む「全世界所得」に対し申告義務・納税義務が生じる。当7ページ記載のルールにより申告義務の有無を決定する。税法上の外国人とは米国市民以外の者をいうが、次の2つのテストにより、居住・非居住の判定を行う。居住外国人 (resident alien) とは①②のいずれかに該当する者をいう。

- ① 米国グリーンカードの保持者 (green card test)
- ② 実質的滞在要件 (substantial presence test)  
実質的滞在要件に該当する居住外国人とは、一般に、以下の者をいう。
  - ・ 申告年度の米国滞在日数が年間31日以上、なおかつ、
  - ・ 申告年度の米国滞在日数の100%  
+ 前年度における米国滞在日数の3分の1  
+ 前々年度における米国滞在日数の6分の1を合計した日数が183日以上。

但し、納税者のビザが Teacher, Trainee または Student に該当する場合、実質的滞在要件が免除され (米国滞在日数がゼロとみなされ) 非居住外国人となる。※Form 8843の提出が必要である。

## 非居住外国人

非居住外国人 (nonresident alien) は、「米国内源泉所得」についてのみ申告義務・納税義務が生じる。非居住外国人は一般に **Form1040NR : U.S. Nonresident Alien Income Tax Return** (非居住外国人用の所得税申告書) を用いて申告を行うが、原則として項目別控除 (itemized deductions) のみ可などの一定の制限がある。

**Form 1040 NR** の申告期限は、課税年度末から6ヶ月目の15日 (暦年課税年度採用の場合は**6/15**) までとなる。但し、給与所得が源泉徴収の対象となっている非居住外国人の申告期限は暦年課税年度採用の場合原則の4/15までとなるので注意が必要である。

## 29. B ランク★

## 出題トピック 非居住外国人の申告

Answer (C) is correct.

非居住外国人は、「米国内源泉所得」についてのみ申告義務・納税義務が生じる。本問における「米国内源泉所得」の計算は、日数で按分する。∴ $\$68,500 \times 132/165日 = \$54,800$  選択肢 (C) が正解となる。

<補足> 所得の源泉地について  
米国の内国歳入法 (IRC) では、原則として、次のルールに基づき、「所得の源泉地」が決定される。以下はその一例となる。

所得の種類	所得の源泉地 (原則)
利子及び配当	支払者の居住地国
人的役務報酬	役務の提供地
事業所得 ・ 購入商品の販売 ・ 生産商品の販売	所有権の移転場所 生産地と販売地で按分
不動産の賃貸所得・ 譲渡所得	対象資産の所在地

※詳細については Sec.861等、また租税条約も参照のこと。

※Part 2 : Businesses においても解説する。

## 30. B ランク

## 出題トピック 海外からの留学生

Answer (C) is correct.

留学生 (foreign student) は、通常、非居住外国人となる。

∴非居住外国人は、「米国内源泉所得」についてのみ申告義務・納税義務が生じる。

選択肢 (C) が正解となる。

<補足>非居住外国人が米国内の法人から米国外で遂行する活動のために受領した奨学金は、「米国外 (外国) 源泉所得」となる。

© TAC all rights reserved

**<補足> 国外金融資産の報告義務**

米国民および居住者は、一定の国外金融資産 (foreign financial assets) を有する場合、以下2種類の報告書を提出しなければならない。これらの報告書で申告する資産価値に対しての課税はないが、報告書の提出を怠った場合の罰則金が非常に厳しいことで知られている。

<b>①外国預金残高報告書 (FinCEN Form 114 : Report of Foreign Bank&amp;Financial Accounts : FBAR)</b>										
提出先・方法	下記に該当する者は、銀行秘密法 (Bank Secrecy Act : BSA) に基づき、 <b>FinCEN*</b> に対し、指定の電子申告システムを通じて Form 114を提出しなければならない (※2014年以降は電子申告のみ)。 *FinCEN とは財務省管轄の金融犯罪組織ネットワーク (Financial Crimes Enforcement Network) をいう。									
対象者	1 暦年のいずれかの時点において保有する米国外口座の合計残高が <b>\$10,000</b> を超えていた者。※口座保有者ごとの提出要。 ※報告対象口座等の詳細は IRS の HP 下記を参照のこと (2017年2月現在)。 <a href="http://www.irs.gov/Businesses/Small-Businesses-&amp;Self-Employed/Report-of-Foreign-Bank-and-Financial-Accounts-FBAR">http://www.irs.gov/Businesses/Small-Businesses-&amp;Self-Employed/Report-of-Foreign-Bank-and-Financial-Accounts-FBAR</a>									
提出期限	所得税の申告期限と同じ。									
罰則金	最高\$10,000 (但し、意図的な無申告の場合には別途規定あり)。									
<b>②特定外国金融資産報告書 (Form 8938 : Statement of Specified Foreign Financial Assets)</b>										
提出先・方法	下記に該当する納税者は、外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act : FATCA) に基づき、 <b>IRS</b> に対し、Form 8938を所得税申告書に添付しなければならない (所得税の申告義務がなければ Form 8938も提出不要)。									
対象者	報告対象となる国外金融資産について、1 課税年度中のいずれかの時点における合計残高 (年間最高合計残高) または年度末における合計残高が下表の金額を超えていた者。※夫婦合算申告 (MFJ) を選択した場合は下表の金額の2倍となる。 <table border="1" data-bbox="448 1131 1037 1258"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間最高 合計残高</th> <th>年度末 合計残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米国民および居住者</td> <td><b>\$75,000</b></td> <td><b>\$50,000</b></td> </tr> <tr> <td>国外居住の米国民等</td> <td><b>\$300,000</b></td> <td><b>\$200,000</b></td> </tr> </tbody> </table>		年間最高 合計残高	年度末 合計残高	米国民および居住者	<b>\$75,000</b>	<b>\$50,000</b>	国外居住の米国民等	<b>\$300,000</b>	<b>\$200,000</b>
	年間最高 合計残高	年度末 合計残高								
米国民および居住者	<b>\$75,000</b>	<b>\$50,000</b>								
国外居住の米国民等	<b>\$300,000</b>	<b>\$200,000</b>								
提出期限	所得税の申告期限と同じ。									
罰則金	最高\$50,000。報告対象資産に関わる“所得”の申告を怠ると、未納税額に対し40%または75%の罰則金が課される。									

**<補足> 出国税 (mark-to-market exit tax)**

以下のいずれかに該当する米国民および居住外国人が市民権 (国籍) または永住権を放棄し出国する場合、放棄する時点で所有していた全世界資産 (一定の例外を除く) を売却したものとみなして、その含み益に対し課税が行われる。但し、みなし売却益が基礎控除額\$693,000 (2016) を超過しなければ、当該出国税は課税されない。

- ・ 直近5年間の平均年間所得税が\$161,000 (2016) 以上である。
- ・ 市民権または永住権を放棄する時点での純資産が**\$2,000,000**以上である。
- ・ 直近5年間の納税義務を果たしていることを証明するための Form 8854 : Initial and Annual Expatriation Statement を提出していない。

## 2

## GROSS INCOME

## A20問 (62.5%) B11問 (34.4%) C1問 (3.1%)

総所得算入項目（※2016年度 Form 1040の記載順）と主な総所得除外項目を下表にまとめておく。  
所得認識のタイミングに関して特に現金主義におけるみなし受領および前受所得の特例を確認しておこう。

総所得算入項目	関連する主な総所得除外項目（非課税項目）
Wages, salaries, tips, etc. （給与所得） ※報酬の現物（property）支給は受領日におけるその時価（FMV）で評価。 ※Statutory employees（特定法規により規定された従業員）は、 <u>Part 2 : Businesses</u> にて解説する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国源泉勤労所得（foreign earned income）を<b>\$101,300</b>（2016）を上限としてGIから除外することができる。</li> <li>※勤労所得（earned income）とは、通常、人的役務（労働）に対し支払われた所得をいう。</li> <li>・<b>牧師に提供された宿舎等の経済的利益（rental value of parsonages / rental allowance）は原則非課税。</b></li> <li>・非課税の福利厚生は <u>Part 2 : Businesses</u>にて解説する。</li> </ul>
Interest income（利子所得）	州債・地方債（municipal bond）の利息、シリーズEE教育貯蓄債券（series EE Savings Bond）の利息は原則非課税。
Dividend income（配当所得） ※Qualified dividends：軽減税率適用 ※ <b>配当金再投資プラン</b> ※ <b>ミューチュアル・ファンド</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本の払戻し（return of capital）はGIから除外される。</li> <li>・株式分割（stock split）、株式配当（stock dividend）は原則非課税。</li> </ul>
Tax refund （還付金）	過年度に控除し税額を減らしていない場合の州の所得税の還付金、連邦所得税の還付金は、GIから除外される。
Alimony received （離婚扶助手当）	養育費（child support）、財産分与（property settlement）はGIから除外される。
Business income or loss （自営業者の事業所得）	
Gain or loss on disposition of property （譲渡所得） ※NLTCG：軽減税率適用 ※ <b>【SU8】</b>	※非課税の資産取引については、 <b>【SU10】</b> にて解説する。
IRA distributions (Traditional IRA income) （個人退職年金口座からの引き出し）	※IRAの詳細は、 <b>【SU11】</b> にて解説する。
Pensions and annuities （年金収入）	年金受領額のうち、拠出額の払戻し（return of capital）に相当する部分はGIから除外される。
Rental real estate, royalties, partnerships, S corporation, trusts, etc. （不動産賃貸所得、ロイヤルティ所得、パートナーシップ等のパススルー所得）	
Farm income or loss （農業従事者の農業所得）	
Unemployment compensation （失業保険給付金）※ <b>ストライキ手当を含む</b>	※労災補償給付金（worker's compensation）は原則非課税。
Social security benefit （社会保障給付金）	納税者のProvisional incomeの金額に応じて課税対象となる割合が異なるが、低額所得者の場合は全額非課税となる。
Other income（雑所得） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Prizes and awards（賞金）</li> <li>・ Gambling winnings（ギャンブル収入）</li> <li>・ Cancellation of debt（債務免除益）</li> <li>・ Income in respect of a decedent（故人に関連した所得）</li> <li>・ Jury duty pay（陪審員報酬）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※一定の要件を満たした賞金は非課税。</li> <li>※<b>債務免除益は原則課税対象となるが、破産（bankruptcy）等による場合非課税。</b></li> </ul>

© TAC all rights reserved

## その他の主な総所得除外項目（非課税項目）

- ・ 学士号等の学位取得のための奨学金（scholarship and fellowship）は原則非課税。
- ・ 死亡を原因として受領した生命保険金（life insurance proceed）は原則非課税。
- ・ 身体的傷害に対する損害賠償金（personal physical injury damage）は原則非課税。  
一方、懲罰的損害賠償金（punitive damage）は課税対象となるので注意しよう。
- ・ 欠勤に伴う所得の補償は、給与所得の代替であり、原則課税対象となる。  
但し、身体的傷害（personal physical injury）に関連する所得補償は特別に非課税扱いが認められる。
- ・ 贈与・相続による資産の受領は、GI から除外される。

GLEIM Text p.64

## 2-1. Gross Income（総所得）

## 1. A ランク

## 出題トピック 外国源泉勤労所得の除外

Answer (C) is correct.

米国民および居住外国人は、米国外（外国）源泉所得を含む“全世界所得”に対し申告義務・納税義務が生じる。

課税年度にわたり米国外に事業の本拠地（tax home※）があった米国民、または、連続する任意の12ヶ月間において米国外に事業の本拠地があった米国民・居住外国人は、外国源泉勤労所得（foreign earned income）を **\$101,300**（2016）を上限として GI から除外することができる。

※事業の本拠地（tax home）とは、一般に、事業活動の遂行を中心に考えた本拠地（principal place of business）をいい、個人の生活の本拠地とは異なる。事業活動を遂行する場所が複数ある場合、各所における労働時間・事業活動の程度・所得金額の大きさによって事業の本拠地を決定する。

本問で問われているのは、勤労所得（earned income）の金額である。勤労所得とは、通常、人的役務（労働）に対し支払われた所得をいう。

∴ **選択肢 (C)**：配当・利息・離婚扶助手当などの不労所得（unearned income）を除く \$150,000 が正解となる。

<参考> 個人退職年金口座（IRA）の控除額を計算する際の勤労所得（earned income）とは異なるので混同しないように注意しよう！  
詳細は **【SU11】** を参照のこと。

## 2. A ランク

## 出題トピック 前受所得

Answer (A) is correct.

Ruby 氏は現金主義を採用している歩合制の販売員である。将来の歩合が前（仮）払いされ、年度内に一部精算し返金している。

∴  $\$75,000 + \$10,000$ （前受） $- \$8,000$ （返金） $= \$77,000$

∴ **選択肢 (A)** が正解となる。

なお、前受所得（prepaid income）は、会計主義にかかわらず（つまり、発生主義を採用している納税者であっても）、原則として、現金受領年度の所得として課税対象となる。



3. A ランク

出題トピック 社会保障給付

Answer (C) is correct.

社会保障給付金 (Social Security benefits) は、原則課税対象となるが、納税者の所得の大きさ (ここでは "Provisional income" が基準となる) に応じて課税対象となる割合が異なる。

Provisional income

= AGI (※社会保障給付金を除く) + 非課税利息 + 社会保障給付金の50%。

※AGI (※社会保障給付金を除く) に非課税利息のみを加算した金額を Modified AGI という。

低額① 所得者	Base Amount (BA) > Provisional income の場合、給付額の全額が非課税となる。
中間② 所得者	BA < Provisional income < Adjusted BA の場合、以下 i) ii) いずれか小さいほうの金額まで課税対象となる。 i) 給付額の50% または ii) [(Provisional income - BA) × 50%]
高額③ 所得者	Adjusted BA < Provisional income の場合、以下 i) ii) いずれか小さいほうの金額まで課税対象となる。 i) 給付額の85% または ii) [(Provisional income - Adjusted BA) × 85% に、さらに、上記②の計算方法で計算される金額と一律\$4,500 (MFJの場合\$6,000) のいずれか小さい金額を加算した金額]

Base Amount (BA)

MFJ	\$32,000
MFS ※配偶者と同居	\$0
上記以外	\$25,000

Adjusted Base Amount (Adjusted BA)

MFJ	\$44,000
MFS ※配偶者と同居	\$0
上記以外	\$34,000

どんなに高額所得者であっても、最高で給付額の85%のみが課税対象となる。  
∴ 選択肢 (C) が正解となる。

4. B ランク

出題トピック みなし受領

Answer (D) is correct.

みなし受領 (constructive receipt) とは、実際に手元に現金等を受領してなくても、納税者が制約なく受領することが可能な状態にあれば、受領したとみなすということである。

選択肢 (D) : 不動産売買において、エスクロ一代理人が買主から売却代金を預かっている場合であっても、売主は売買契約完了前に代金を受け取ることはできない (売買契約完了時に所得認識する)。∴ 選択肢 (D) みなし受領とはならない。

5. B ランク★

出題トピック 債務免除益

Answer (B) is correct.

債務免除を受けた場合、その債務免除益は原則として課税対象となる。

但し、下記のような場合は、例外的に非課税。

- ・ 債務免除を贈与 (gift) として扱う場合。
- ・ 債務免除が破産 (bankruptcy) による場合。
- ・ 債務者が債務超過 (insolvent) の状態の場合。
- ・ 適格農業従事者 (farmer) の債務免除の場合。
- ・ 個人の主たる住居 (principal residence) の適格住宅担保ローンの債務免除の場合。2016年度においては、免除益200万ドル (MFS : 100万ドル) が非課税の上限となる。
- ・ 適格不動産事業 (real property business) における債務の免除の場合。
- ・ 一定の学生ローン (student loan) が一定期間の間特定の免責職に就くことにより免除される場合。

住宅担保ローンの早期返済に伴い残りの返済額の割引 (discount for early payment of a mortgage loan) を受けた場合、割引額は債務免除益として扱われ、納税者は Form 1040 の 21行目 : Other income (雑所得) にて申告する。∴ 選択肢 (B) が正解となる。

© TAC all rights reserved

**6. A ランク**

出題トピック	人的役務提供の対価として 受領した資産の basis
--------	-------------------------------

**Answer (D) is correct.**

人的役務提供の対価としての報酬を現物 (property) で受領した場合、受領日におけるその時価 (FMV) を GI に含めて課税を受ける。そこで、受領した資産の basis は、報酬として GI に含めて課税を受けた金額、つまり、受領した資産の時価 (FMV) となる。受領した資産の保有期間は受領日から起算する。

∴ **選択肢 (D)** が正解となる。**7. B ランク**

出題トピック	みなし受領
--------	-------

**Answer (D) is correct.**

3年の雇用契約を完了しなければ株式を返却しなければならないという条件付きで、株式を受領している。制約があるため、3年の雇用契約完了時まで所得認識はしない。

∴ **選択肢 (D)** が正解となる。**8. B ランク**

出題トピック	みなし受領と債務免除益
--------	-------------

**Answer (C) is correct.**

- ・預金の利息 \$200と小切手 \$500は、みなし受領 (constructive receipt) 規定により、当年度の所得として申告。
- ・医療費未払い分\$2,000が給与から差し押さえられているが、当然ながら、この分についても給与所得として申告。
- ・住宅ローンの早期返済に伴い銀行が割引した \$1,000は、債務免除益として申告。

∴ 全項目が申告の対象で課税対象となる。

$$\$200 + \$2,000 + \$1,000 + \$500 = \$3,700$$

**選択肢 (C)** が正解となる。**9. A ランク★**

出題トピック	社会保険給付
--------	--------

**Answer (A) is correct.**

問3の解説を参照のこと。

Provisional income

$$= \text{AGI } (\$8,000 + \$5,000 + \$6,000) + \$2,500 + \$12,000 \times 50\% = \$27,500$$

∴ **選択肢 (A)** が正解となる。**10. A ランク**

出題トピック	奨学金
--------	-----

**Answer (A) is correct.**

学士号等の学位 (degree) 取得のための奨学金 (scholarship and fellowship) は、授業料・書籍代・その他関連費用に使用したのであれば、全額非課税。

但し、寮費等 (room & board) に使用した場合、その部分については課税対象となるので注意しよう。さらに、奨学金の受領に際して何らかの労働 (service) が条件となっている場合には、たとえ名目上は奨学金であっても、課税対象となる。例：大学の授業や研究の補助業務

∴ 課税対象となるのは、**選択肢 (A)**：\$2,100 である。

## 11. B ランク

出題トピック	失業保険給付 ストライキの際の手当
--------	----------------------

## Answer (D) is correct.

失業保険給付金 (unemployment compensation) およびストライキの際に労働組合の基金から支払われた手当等は、「全額」課税対象となる。  
※ 日本の雇用保険料は労使折半であるが、米国では雇用主のみが FUTA 税 (federal employment tax) を負担する。

∴ \$2,500 + \$700 + \$2,000 = \$5,200

選択肢 (D) が正解となる。

※ 課税対象となる GI には、法で特に除外されない限り、すべての所得が含まれる。

## 12. B ランク★

出題トピック	身体的障害の損害賠償金
--------	-------------

## Answer (A) is correct.

身体的傷害に対する損害賠償金 (personal physical injury damage) は原則非課税。一方、懲罰的損害賠償金 (punitive damage) は課税対象となるので注意しよう。

欠勤に伴う所得の補償は、給与所得の代替であり、原則課税対象となる。但し、身体的傷害 (personal physical injury) に関連する所得補償は特別に非課税扱いが認められる。

∴ 全額非課税なので、**選択肢 (A)** : \$0 が正解となる。

## 13. A ランク

出題トピック	身体的障害の損害賠償金
--------	-------------

## Answer (B) is correct.

身体的傷害に対する損害賠償金 (personal physical injury damage) は原則非課税。

※ 課税対象となる GI には、法で特に除外されない限り、すべての所得が含まれる。

∴ **選択肢 (B)** が正解となる。

## 14. B ランク

出題トピック	教会の牧師
--------	-------

## Answer (B) is correct.

教会の牧師に無償で提供された宿舍の賃貸価値 (rental value of parsonages) および 牧師に支給された金銭による住居手当 (rental allowance) は原則非課税となる。なお、金銭による住居手当は、実際に賃借料として支出した金額を上限として非課税扱いが認められる。

∴ 基本給 \$20,000 のみが課税対象となる。

**選択肢 (B)** が正解となる。

## 15. B ランク

出題トピック	教会の牧師
--------	-------

## Answer (B) is correct.

選択肢 (A) (C) (D) : 教会の牧師に提供された宿舍等の経済的利益は原則非課税となる。

**選択肢 (B)** : 教会の牧師が結婚式や葬式等にて「直接」受領したお布施は課税対象となる。

## 16. A ランク★

出題トピック	購入者が受領するリベート
--------	--------------

## Answer (D) is correct.

選択肢 (A) (B) : 生命保険金 (life insurance proceeds)、養育費 (child support) の受領は非課税となる。

選択肢 (C) : 商品の購入者が支払代金の一部を謝礼金などとして受領したリベート (キャッシュ・バック) は、単なる値引きであり、所得とはならない。

**選択肢 (D)** : 過年度に控除した引越費用について、当年度に雇用主から払戻しを受けた場合、タックス・ベネフィット・ルールにより、当年度の GI に含めなければならない (課税対象となる)。∴ **選択肢 (D)** が正解となる。

※ タックス・ベネフィット・ルールとは、「過年度に控除をとり税額を減らした項目が回復した際には、その回復した額を、GI に含めなければならない」とするルールである。GI に含める額は、回復した控除項目が過年度に税額の減少 (tax benefit) をもたらした範囲に限定される。

© TAC all rights reserved

### 17. B ランク

出題トピック 社会保障給付

**Answer (A) is correct.**

詳細は問3の解説を参照のこと。

Provisional income

=AGI (\$10,000+2,000) +\$12,000×50%

= \$18,000

MFJ\$32,000以下なので、給付額の全額が非課税となる。∴**選択肢 (A) \$0**が正解となる。

## 2-2. Interest Income (利子所得)

### 18. A ランク

出題トピック みなし受領

**Answer (B) is correct.**

- ・預金の利息\$200はみなし受領 (constructive receipt) 規定により2015年度の申告対象となり、2016年度ではない。
- ・不動産売買における預託金\$4,000は、売買契約完了時に GI に含めることになる。問4の解説を参照のこと。

$$\therefore \$57,000 + \$1,865 = \$58,865$$

選択肢 (B) が正解となる。

### 19. A ランク

出題トピック 利子所得

**Answer (B) is correct.**

州債および地方債 (municipal bond) の利息は原則非課税 (※州債および地方債であっても、私営活動債 (private activity bond) や鞘取債 (arbitrage bond) の利息は全額課税対象となる)。

$$\therefore \$4,000 + \$2,000 + \$1,000 = \$7,000$$

選択肢 (B) が正解となる。

### 20. A ランク

出題トピック 利子所得

**Answer (C) is correct.**

前問の解説を参照のこと。

$$\therefore \$200 + \$2,000 = \$2,200$$

選択肢 (C) が正解となる。

### 21. A ランク★

出題トピック 利子所得

**Answer (B) is correct.**

選択肢 (A) : 還付税金に付される利息 (日本でいえば還付加算金) は利子所得として課税対象となる。

受取利息	取扱い
連邦債 (federal bond) の利息	課税
州債 (state bond) 地方債 (municipal bond) の利息	非課税
連邦所得税の還付金に付く利息 (federal income tax)	課税
州所得税の還付金に付く利息 (state income tax)	課税

選択肢 (B) : 個人退職年金口座 (traditional IRA) の利息は、退職後に引き出すまで課税されない。∴ 選択肢 (B) が正解となる。

選択肢 (C) (D) : 課税対象となる GI には、法で特に除外されない限り、すべての所得が含まれる。GI insurance とは、米国軍人 (退役軍人を含む) 向けの保険である。

### 22. A ランク

出題トピック シリーズ EE 教育貯蓄債券

**Answer (B) is correct.**

シリーズ EE 教育貯蓄債券 (series EE Savings Bond) の利息は、納税者本人・配偶者・扶養家族の適格高等教育費用に用いた割合を非課税とすることができる。

適格高等教育費 (qualified higher education expenses) とは、大学等の授業料 (tuition and fees) をいう。寮費等 (room and board) は該当しない。∴ 選択肢 (B) が正解となる。

### <補足> 利子所得

- ・ 預金の利息にはみなし受領 (constructive receipt) 規定が適用されるが、「金融機関」の破産・債務超過に伴い引き出せない状態にある利息は引き出すことが可能となる年度まで GI に含めなくてよい。
- ・ 銀行口座開設に伴い受領した粗品は、利子所得として課税対象となる。但し、\$5,000以下の預金額に対し時価\$10を超えない粗品、\$5,000以上の預金額に対し時価\$20を超えない粗品は非課税扱いが認められている。
- ・ 債券がディスカウント発行された場合の額面と発行価格との差額を発行差金 (Original Issue Discount : OID) という。ディスカウント発行された債券を保有する納税者は、現金主義を採用していたとしても、OID 部分については発生主義を用い利子所得として徐々に認識していくことになる。申告年度において利子所得として申告の対象となる OID が\$10以上ある場合、債券発行者は納税者に **Form 1099 OID** を送付しなければならない。
- ・ 低金利ローン (below-market loan) とは、無利息あるいは極端に低い利率のローンをいう。無利息の場合、法定連邦利率 (federal rates) で計算された利息が「みなし利息 (imputed interest ; unstated interest)」となる。法定連邦利率よりも低い利率のローンの場合は、法定利率で計算された利息額との差額がみなし利息となる。  
みなし利息は、①個人間の金銭の貸し借りの場合 (例：親が子供に融資した場合) は「贈与」扱い、②会社とその従業員に融資した場合は「給与」扱い、③会社とその株主に融資した場合は「配当」扱いとなる。※上記①においては、例：親が子供に贈与し、そのお金で子供は親に利息を支払ったものとみなされる。但し、この贈与ローン (gift loan) には特例措置が与えられており、ローン残高が\$10,000以下の場合、みなし利息は贈与とはみなされない。上記②にも同様の特例措置がある。

**2-3. Income from Securities (配当所得)****23. C ランク★****出題トピック** ミューチュアル・ファンド**Answer (D) is correct.**

ミューチュアル・ファンド (mutual fund : 投資信託会社) からの分配は、その所得の種類によって、キャピタル・ゲインと配当の大きく2種類に分けられる。

**①キャピタル・ゲイン**

ミューチュアル・ファンドから分配されるキャピタル・ゲインは、実際の保有期間にかかわらず、常に「長期キャピタル・ゲイン (LTCG)」として扱われる。ミューチュアル・ファンドがキャピタル・ゲインを純資産に組み込んで再投資することがあるが、投資家は実際に分配を受領していなくても、長期キャピタル・ゲインとして GI に含めて課税を受けることになるため、(将来の分配時に再度課税されてしまうことがないように) ファンド持分の basis を増加させておく。ミューチュアル・ファンドにより源泉徴収済みの連邦所得税額 (Form 2439) は税額控除として控除する。

**②配当**

投資信託が保有する株や債券などから得られた利息・配当などの通常所得は、投資家に配当として分配される。投資家がミューチュアル・ファンドから受領する配当は「配当所得」として課税対象となる。但し、そのファンドが保有していた地方債などの非課税債券の割合部分については、非課税扱いが認められている。

∴ 選択肢 (A) (B) (C) は正しい。

**選択肢 (D) が誤り。**

**24. A ランク****出題トピック** 資本の払戻し**Answer (D) is correct.**

資本の払戻し (return of capital) は、資本不課税の大原則により、GI から除外され課税されることはない (株主の株式の basis を減額することになる)。∴ **選択肢 (D) が正解となる。**

**<補足> 配当所得**

・株主が受領した株式配当 (stock dividend) は、株式分割 (stock split) と同様、原則非課税である。但し、①株主に株式以外の資産 (現金配当・現物配当) を受領する選択権がある場合、②普通株を保有する株主が株式配当として優先株もしくは普通株を選択できる場合、③優先株に対する株式配当の場合等については、受領した株式の時価 (FMV) で課税対象となる。

**25. B ランク★****出題トピック** 配当金再投資制度**Answer (B) is correct.**

配当金再投資制度 (dividend reinvestment plan ; DRIP) とは、株主が配当として金銭を受領する代わりにその配当を会社株式への追加投資に自動的に充当する制度である。当制度がある会社の株主は、通常、現金配当を受領するか、再投資するかを選択することができる。

**<株主が配当金再投資制度を利用した場合>**

- ・株式を株式の時価 (FMV) で取得した場合、(実際には配当を受領しないが、) 現金配当と同じ金額を配当所得として GI に含める。
- ・株式を株式の時価 (FMV) よりも安い価格で取得した場合には、取得した株式の配当日における時価を配当所得として GI に含める。

配当金の再投資に追加して、さらに自身の資金で株式をその時価 (FMV) よりも安い価格で購入している場合、購入価格とその時価の「差額」は配当所得となる。

∴  $(\$32 - \$30) \times 100 \text{ 株}$   
 $= \$200$  配当所得 (ordinary income)

**選択肢 (B) が正解となる。**

**26. A ランク****出題トピック** 利子所得と配当所得**Answer (A) is correct.**

現金主義なので、未収利息 \$2,000 を除く。

∴  $\$4,000 + \$5,000 + \$12,000 = \$21,000$

**選択肢 (A) が正解となる。**

**2-4. Royalties and Rental Income (ロイヤルティ所得・不動産賃貸所得)**

ロイヤルティおよび不動産賃貸所得は、Form 1040の Schedule E にて、賃貸収入から経費を控除して計算される。賃貸不動産に係る経費については、後述の【SU3】で解説する。

**27. A ランク**

出題トピック 不動産賃貸所得

**Answer (C) is correct.**

\$24,000 (当年度の家賃)  
+\$24,000 (最終年度の前受家賃)  
=\$48,000

選択肢 (C) が正解となる。

**28. A ランク**

出題トピック 不動産賃貸所得

**Answer (A) is correct.**

返却義務のある保証金 (refundable security deposit) は、受領年度の賃貸収入には含まれない。∴選択肢 (A) が正解となる。

**29. A ランク**

出題トピック 不動産賃貸所得

**Answer (C) is correct.**

Ms.Oak が受領した現金は合計8ヵ月分\$3,800 (= \$500 × 8ヵ月 - \$200) ではあるが、残り4ヵ月分の家賃相当の改良が行われている。よって、本問では、12ヵ月分の\$500 × 12ヵ月 = \$6,000が賃貸収入として課税対象となる。

∴選択肢 (C) が正解となる。

**30. A ランク**

出題トピック 不動産賃貸所得 vs. 事業所得

**Answer (C) is correct.**

メイドサービスや食事がついた施設の入居料は、不動産賃貸所得ではなく (受動的活動 (passive activity) ではないため)、事業所得となる。∴選択肢 (C) : Schedule C での申告が正解となる。

**2-5. Income in Respect of a Decedent (IRD) (故人に関連する所得)**

故人に関連する所得は、【SU13】相続税とあわせて、Part 1 : 第2回講義の最後に解説している。

**31. B ランク**

出題トピック 故人に関連する所得 (IRD)

**Answer (A) is correct.**

故人に関連した所得 (IRD) とは、生存中に稼得したが入金はまだで、故人が現金主義を採用していたために故人の最終所得税申告書に含めることができなかった所得のことをいう。

<例>未収給与、未回収の売掛金

選択肢 (A) : 所得税法上、相続人が相続により取得した資産の basis は原則として死亡日の FMV (step-up basis) となるが、IRD については故人の basis を引き継がなければならない (carryover basis)。∴正しい。選択肢 (A) が正解となる。例えば、現金主義採用の故人の売掛金の basis は\$0である。この basis を引き継ぎ、当該売掛金の FMV が\$1,200だったとすると、故人の死亡後売掛債権 (資産) を回収した相続人は、Amount realized \$1,200 - Basis \$0

= \$1,200の所得を認識しなければならないということである。

選択肢 (B) : IRD を受領した遺産財団または相続人は、故人のその所得に関する属性を引き継ぐ。∴IRD をすべて通常所得として扱うという記述は誤り。

選択肢 (C) : IRD は相続税の対象であると同時に、それを受領した遺産財団または相続人の所得に含められ所得税が課される。∴誤り。  
選択肢 (D) : IRD は故人の最後の所得税申告書に含めることができなかった所得である。∴誤り。

**32. A ランク**

出題トピック 故人に関連する所得 (IRD)

**Answer (D) is correct.**

IRD は、相続税と所得税のの対象となる。  
∴選択肢 (D) が正解となる。



## 3

## BUSINESS DEDUCTIONS

A16問 (53.3%) B11問 (36.7%) C3問 (10%)

GLEIM Text p.89

## 3-1. Business Expenses (事業経費)

自営業者（個人事業主）の事業所得は、Form 1040の Schedule Cにて、事業活動の総所得から事業経費を控除して計算される。事業所得の計算および事務所兼自宅の取扱い（business use of home）については Part 2 : Businesses の範囲となる。

ここでは、給与所得者（サラリーマン）の事業経費に関する論点が問われている。給与所得者は、雇用主から精算払い戻しを受けていない事業経費について、Schedule A : 項目別控除 (itemized deductions) にて控除することが認められている。

## 1. A ランク

出題トピック	精算経理制度 (accountable plan)
--------	------------------------------

**Answer (C) is correct.**

精算経理制度の下では、従業員側が支出した経費について領収書や報告書を提出し、精算手続きが行われる。なお、精算経理制度の下で実費と雇用主から払い戻された金額が同額である場合、従業員側は一切申告の必要はない (GI に含める必要はないし、控除することもできない)。

**選択肢 (C) :** 従業員に対する一定額の食事手当 (per diem for meals) の支給は、精算経理制度の代替となるものである (つまり、精算経理が行われない場合)。

## 2. A ランク

出題トピック	精算経理制度 (accountable plan)
--------	------------------------------

**Answer (B) is correct.**

**選択肢 (B) :** 雇用主は精算経理制度 (accountable plan) の下で飲食費・交際接待費の100%を従業員へ払い戻して構わない。雇用主の事業所得の計算において、飲食費・交際接待費はその50%のみ控除可。  
※ひっかけ問題である。

## &lt;補足&gt;

**非精算経理制度 (nonaccountable plan)**

精算経理が行われない場合、従業員（給与所得者）は雇用主から各種手当として支払いを受けた金額を全額 GI に含めなければならない (※Form W-2に給与所得として含まれる)。

但し、実費については、Schedule A : 項目別控除 (itemized deductions) の雑控除において控除することが認められている。※ 飲食費・交際接待費についてはその50%のみが控除可。

(注) 給与所得者の事業経費は **Form 2106 : Employee Business Expense** にて計算される。その後、控除可能な金額が Schedule A に転記されることになる。

## 3. A ランク★

出題トピック	交通費
--------	-----

**Answer (B) is correct.**

- ・ 自宅と一時的な仕事場 (temporary work location) の間の交通費および現在の仕事に関連するセミナー (教育) への交通費は、控除可。
- ・ 自宅と通常の職場の間の通勤交通費 (commuting expenses) は、控除できない。車通勤の場合、通常の職場における駐車場代も控除できない。

$$\begin{aligned} &\therefore (5,000 + 500 \text{ miles}) \times \$0.54 + \$300 \\ &= \$3,270 \end{aligned}$$

**選択肢 (B)** が正解となる。

© TAC all rights reserved

**4. A ランク★**

出題トピック	精算経理制度 (accountable plan)
--------	------------------------------

**Answer (B) is correct.**

雇用主から払い戻しを受けることができなかった従業員（給与所得者）の経費については、Schedule A：項目別控除 (itemized deductions) の雑控除において AGI の2%を超過する部分を控除可。

∴払い戻しを受けていない超過経費\$2,760 (= 標準レート\$6,480－払戻し\$3,720) のみが控除の対象となる。**選択肢 (B)** が正解となる。

なお、交通費（車両費）については、実額法または標準レート法 (standard mileage rate) を基に計算した金額のいずれかを選択可。

実額法では、車の燃料代・保険料・修理代等の合計のうち、事業使用分が控除できる。

標準レートは、2016年度1マイル当たり54セントである。

**5. A ランク★**

出題トピック	交通費
--------	-----

**Answer (D) is correct.**

選択肢 (A) (B) (C)：仕事場間の交通費は控除可。

選択肢 (D)：自宅と通常の職場の間の通勤交通費 (commuting expenses) は、控除できない。車通勤の場合、通常の職場における駐車場代も控除できない。

自宅と副業の間の通勤交通費も、控除できない。

**6. A ランク**

出題トピック	非事業上の貸倒損失 (nonbusiness bad debt)
--------	-------------------------------------

**Answer (A) is correct.**

非事業上の貸倒損失 (nonbusiness bad debt) は、納税者の事業に関連しない債権の貸倒損失をいい、常に短期のキャピタル・ロスとして控除することができる。

∴**選択肢 (A)** が正解となる。

**7. A ランク**

出題トピック	交通費
--------	-----

**Answer (B) is correct.**

選択肢 (A)：自宅と一時的な仕事場間の交通費は控除可。

選択肢 (B)：自宅と通常の職場の間の通勤交通費は控除できない。

選択肢 (C) (D)：仕事場間の交通費は控除可。

**8. A ランク**

出題トピック	交通費
--------	-----

**Answer (B) is correct.**

選択肢 (B)：自宅と通常の職場の間の通勤交通費は控除できない。

**9. C ランク**

出題トピック	事業の本拠地 (tax home)
--------	-------------------

**Answer (D) is correct.**

Sydney 氏は、自宅を持たず日雇いの放浪者であるため、事業の本拠地 (“tax home”) を持っていない。**選択肢 (D)** が正解となる。

**10. B ランク**

出題トピック	非事業上の貸倒損失 (nonbusiness bad debt)
--------	-------------------------------------

**Answer (C) is correct.**

「関係者（主に家族であるが、関係者となる家族とは配偶者、兄弟姉妹、祖父母・父母・子・孫等の血族）」への貸付金が貸倒れた場合、通常“贈与”とみなされ、貸倒損失控除は受けられない。

滞納家賃 (back rent) の貸倒れは、事業上の貸倒損失 (business bad debt) となるが、現金主義を採用しているため、控除不可。

∴隣人への貸付金\$1,500のみが非事業上の貸倒損失 (nonbusiness bad debt) として控除可。

**選択肢 (C)** が正解となる。

## 11. B ランク★

出題トピック	事業の本拠地 (tax home)
--------	-------------------

**Answer (D) is correct.**

事業の本拠地 (“tax home”)とは、一般に、事業活動の遂行を中心に考えた本拠地 (principal place of business) をいい、個人の生活の本拠地とは異なる。

事業活動を遂行する場所が複数ある場合、各所における労働時間・事業活動の程度・所得金額の大きさによって “tax home” を決定する。

なお、この “tax home” が旅費交通費等の控除を考える上での起点となる。

※1年以下の一時的な仕事で赴任しても、通常、“tax home” は移らない。

選択肢 (A) (B) (C) : 正しい。

選択肢 (D) : 費用 (経費) ではなく、所得金額で決定するため、誤り。

※Part 2 : Businesses の範囲でより詳しく解説する。

## 12. C ランク

出題トピック	標準レート法の適用
--------	-----------

**Answer (D) is correct.**

納税者が所有またはリースしている車両について、4台を上限とし、標準レート法 (standard mileage rate) を用いることができる。タクシー・ハイヤーとして事業に使用している車両には適用不可。

選択肢 (D) : 事業使用割合に関する要件はないため、誤り。

## 13. A ランク

出題トピック	精算経理制度 (accountable plan)
--------	---------------------------

**Answer (A) is correct.**

雇用主から払い戻しを受けることができなかった従業員 (給与所得者) の経費については、Schedule A : 項目別控除 (itemized deductions) の雑控除において AGI の2%を超過する部分を控除可。

本問では、標準レート (standard mileage rate) を超える部分は、給与所得として支給され課税対象となっており、払い戻しではない。

∴払い戻しを受けていない超過経費のみが控除の対象となり、**Form 2106 : Employee Business Expense** (従業員の事業経費) にて申告する。選択肢 (A) が正解となる。

## 14. A ランク★

出題トピック	非事業上の貸倒損失 (nonbusiness bad debt)
--------	----------------------------------

**Answer (A) is correct.**

非事業上の貸倒損失 (nonbusiness bad debt) は、納税者の事業に関連しない債権の貸倒損失をいい、常に短期のキャピタル・ロスとして控除することができる。

∴選択肢 (A) が正解となる。

## 15. A ランク

出題トピック	預金損失の控除
--------	---------

**Answer (B) is correct.**

破綻した (支払不能となった) 金融機関における預金損失は、下記のいずれかの取扱いを選択して控除することができる。

- ・非事業上の貸倒損失 (nonbusiness bad debt) の扱いを受け、常に短期キャピタル・ロスとして控除する。
- ・項目別控除 (itemized deduction) の災害損失 (casualty loss=ordinary loss) として控除する。
- ・項目別控除 (itemized deduction) の雑控除 (miscellaneous deduction=ordinary loss) で控除する。

∴選択肢 (B) が正解となる。

© TAC all rights reserved

## 16. A ランク★

出題トピック 貸倒損失の控除と修正申告

**Answer (D) is correct.**

貸倒損失は、税務上、実際に債権が無価値化した（回収不能となった）時点で控除する。

貸倒れを原因とする修正申告（還付請求）は、申告書の提出日から7年以内となる。

**選択肢 (D)：**債権が無価値化した年度に控除するか、7年以内に修正申告を行う。

## 17. A ランク

出題トピック 定期預金の満期前解約に伴う違約金

**Answer (D) is correct.**

受取利息の全額を GI に含めて、定期預金の満期前解約に伴う違約金を AGI の上で控除することができる（above the line deduction）。

∴**選択肢 (D)** が正解となる。

### 3-2. Entertainment and Meals (交際接待費・飲食費)

#### 18. B ランク★

##### 出題トピック 交際接待費および飲食費

##### Answer (B) is correct.

飲食費および交際接待費は、税務上、支出額の50%のみを控除することができる。

飲食費および交際接待費を事業経費として控除するためには、以下のいずれかを満たしていなければならない。また、十分な記録(日時、顧客名等)を保存しておく必要がある。

- ・ 納税者の事業に直接関連していること (“directly related” = 飲食・接待提供の主な目的が事業活動であること、事業所得の増加や事業上の便益が期待できること)、
- ※ 飲食費・交際接待費の支出による実際の効果を証明する必要はない。

または、

- ・ 納税者の事業に関連づけられること (“associated with” = 事業活動の前後に提供される接待・飲食であること)

なお、納税者自身が所有する施設等(例: ホテル、プール、ヨット)の使用料は、交際接待費として一切控除できない。

選択肢(A): 商工会議所の会費は、交際接待費ではない。

選択肢(B): ナイトクラブで顧客を接待した際のサービス料および食事代は、交際接待費となる。

選択肢(C): カントリークラブの会費(country club dues)などの社交クラブの会費は、一切控除できない。

選択肢(D): 仕事関係者との食事代は、頻度が多く交互(reciprocal)に負担しているような場合、納税者の事業に直接関連しているとはいえず、一切控除することは認められない。

#### 19. B ランク

##### 出題トピック 交際接待費および飲食費

##### Answer (D) is correct.

選択肢(A): カントリークラブの会費(country club dues)などの社交クラブの会費は、一切控除できない。

選択肢(B)(C): 問18解説を参照のこと。

選択肢(D): 顧客接待のためにクラブ屋などから額面を超える金額でチケットを購入した場合であっても、額面(face value)が控除の対象となる。顧客に渡すチケット代は、交際接待費としてその50%、あるいは事業上の贈答品として受領者1人につき\$25までを控除することができる。

#### 20. B ランク★

##### 出題トピック チケット代

##### Answer (C) is correct.

顧客に渡すチケット代は、交際接待費としてその50%、または事業上の贈答品として受領者1人につき年間\$25までを控除することができる。

なお、顧客への飲食の提供については、納税者またはその従業員が同席していない場合、一切控除できない。

∴ 選択肢(C)が正解となる。

#### 21. A ランク

##### 出題トピック 交際接待費および飲食費

##### Answer (A) is correct.

雇用主から払い戻しを受けていない交際接待費および飲食費は、その50%のみが控除の対象となり、Schedule A: 項目別控除(itemized deductions)の雑控除においてAGIの2%を超過する部分を控除可。

∴ 飲食費\$500×50%=\$250

選択肢(A)が正解となる。

#### 22. A ランク

##### 出題トピック 交際接待費および飲食費

##### Answer (D) is correct.

自営業者の場合、交際接待費および飲食費の50%部分をSchedule Cで控除可。

∴ 飲食費\$150×50%=\$75

選択肢(D)が正解となる。

### 3-3. Rental Property Expenses (賃貸不動産に係る経費)

#### 23. B ランク

出題トピック 自己使用日数 vs 賃貸日数

Answer (C) is correct.

公正な賃借料での賃貸日数が年間15日以上の場合で、なおかつ、自己使用日数が年間14日超または賃貸日数の10%超の場合、「個人使用の住宅兼賃貸用不動産(別荘の賃貸)」として扱われる。この場合、費用配分が必要となり、賃貸使用分のみ Schedule E にて控除可。賃貸使用分は、その年度の賃貸収入を上限として控除が認められる。

- ・ 賃貸日数が年間15日未満の場合は、単なる「個人使用の住宅」として扱われる。※賃貸収入は申告不要で、経費は控除不可。但し、住宅ローンの支払利息と固定資産税のみ、Schedule A にて控除の対象となる。
- ・ 自己使用日数が年間14日以下または賃貸日数の10%以下の場合は、単なる「賃貸不動産」として扱われる。※Schedule E での申告が必要となるが、賃貸不動産として扱われる場合には、「別荘の賃貸」における控除の上限規定は適用されず、全額経費を Schedule E にて控除することができる。但し At-risk および PAL ルールの適用は受ける。

<自己使用日数の算定にあたっての注意点>

以下の期間は、自己使用日数としてみなされる。

- ・ 納税者、共同所有者、親族の使用期間 ※注<sup>1</sup> <sup>2</sup>
- ・ 公正な賃借料より安い価格での賃貸期間
- ・ 別荘を互いに使用した場合の賃貸期間

※注<sup>1</sup>：納税者自身が賃貸不動産への修繕等を行っている期間は自己使用日数には含まれない。

※注<sup>2</sup>：借家人が「親族」であっても、公正な賃借料で賃貸しており、かつ、当該不動産を主たる住居 (main home) として使用している場合は自己使用日数には含まれない。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

#### 24. B ランク

出題トピック 自己使用日数 vs 賃貸日数

Answer (B) is correct.

<自己使用日数の算定にあたっての注意点>

以下の期間は、自己使用日数としてみなされる。

- ・ 納税者・共同所有者・親族の使用期間 ※注<sup>1</sup> <sup>2</sup>
- ・ 公正な賃借料より安い価格での賃貸期間
- ・ 別荘を互いに使用した場合の賃貸期間

※注<sup>1</sup>：但し、納税者自身が賃貸不動産への修繕等を行っている期間は自己使用日数には含まれない。

※注<sup>2</sup>：借家人が「親族」であっても、公正な賃借料で賃貸しており、かつ、当該不動産を主たる住居 (main home) として使用している場合は自己使用日数には含まれない。

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

#### 25. A ランク

出題トピック 資本的支出と修繕費の区別 (賃貸不動産)

Answer (C) is correct.

一般に、資産の価値を高める、耐用年数を延長する、新しい用途に使用するための支出は、資本的支出 (capital expenditures) として資産計しなければならぬ。

一方、資産を使用可能な状態に保つための支出は修繕費として即費用化できる。

本問で資本的支出として資産計上し減価償却の対象となる項目は、以下の3項目となる。

2. 暖房設備の取り換え
4. 車庫の建設
5. 食洗機の取り付け

実務においても資本的支出と修繕費の区別が問題となるが、選択肢をふまえて解答を導きだそう。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

(注)：資本的支出と修繕費の区別については、

【SU7】においても解説する。

**【追加問題】** ※GLEIM Online 演習ソフトより  
Paul owns a second home at the lake. During the year, he spent 3 weeks (21 days) at the lake home, rented it to his daughter for three 3-day weekends for a total of \$220, and rented it to friends for 10 weeks (70 days) at fair rental value of \$300 per week. His expenses for the year include

Depreciation	\$2,000
Insurance	100
Mortgage interest	1,000
Real estate taxes	2,000
Utilities	1,000

What amount may he deduct for expenses on his Schedule E, *Rental Income*?

- A. \$2,100
- B. \$3,000
- C. \$3,220
- D. \$4,620

**出題トピック** 別荘の賃貸  
(rental of vacation home)

本問では、賃貸日数が70日 (≧15日)、自己使用日数が30日 (=21日+公正な賃借料ではない親族への賃貸日数3週末×3日>14日)で、合計使用日数は100日となる。「別荘の賃貸」として扱われるため、賃貸使用分のみ Schedule E にて控除可。賃貸使用分は、その年度の賃貸収入を上限として控除が認められる。∴**選択肢 (B) \$3,000** (右記【表①】を参照のこと) が正解となるが、**選択肢 (C) \$3,220** (【表②】を参照のこと) も正解となりえる。

なお、上記の上限を超える場合、試験対策上は、減価償却費で調整を行う。厳密には、上限を超える場合のルールとして、各種費用を以下の3つのカテゴリーに分け、上から順に上限まで控除していく。

カテゴリー ①	支払利息及び税金 (Itemized deductions でも控除できる経費が該当する。)
カテゴリー ②	その他の関連費用 (資産の basis に影響を及ぼさない経費が該当する。)
カテゴリー ③	減価償却費

**＜賃貸使用分の経費計算：IRS アプローチ＞**

※EA 試験では IRS アプローチを用いる。  
すべての賃貸不動産に係る経費について、賃貸日数/合計使用日数の割合を賃貸使用分とする。本問では70日/100日=70%となる。  
賃貸収入は友人から受領した FMV\$300×10週間分=\$3,000である。

	Total amount	Sch.E 70%	Sch.A 30%
Gross rental income	\$3,000 上限	3,000	
<b>Mortgage interest</b>	<b>\$1,000</b>	<b>(700)</b>	<b>(300)</b>
<b>Real estate taxes</b>	<b>\$2,000</b>	<b>(1,400)</b>	<b>(600)</b>
Insurance	\$100	(70)	
Utilities	\$1,000	(700)	
Depreciation	\$2,000	(130)	
Net rental income/loss		0	

公正な賃借料ではない親族への賃貸期間は自己使用とみなされるが、娘から受領した賃借料を Schedule E の賃貸収入に含める場合には、賃貸収入が友人から受領した FMV\$300×10週間分+娘から受領した\$220=\$3,220となる。

	Total amount	Sch.E 70%	Sch.A 30%
Gross rental income	\$3,220 上限	3,220	
<b>Mortgage interest</b>	<b>\$1,000</b>	<b>(700)</b>	<b>(300)</b>
<b>Real estate taxes</b>	<b>\$2,000</b>	<b>(1,400)</b>	<b>(600)</b>
Insurance	\$100	(70)	
Utilities	\$1,000	(700)	
Depreciation	\$2,000	(350)	
Net rental income/loss		0	

**＜賃貸使用分の経費計算：判例アプローチ＞**

租税裁判所の判例によると、Schedule A で控除の対象となる担保ローンの支払利息と固定資産税については賃貸日数/年間日数 (\*1)の割合を賃貸使用分とし、その他経費については合計使用日数 (\*2) を用いる。下表は上記【表①】の場合。

\*1 : 70日/365日      \*2 : 70日/100日

	Total amount	Sch.E	Sch.A
Gross rental income	\$3,000 上限	3,000	
<b>Mortgage interest</b>	<b>\$1,000</b>	<b>(192)</b>	<b>(808)</b>
<b>Real estate taxes</b>	<b>\$2,000</b>	<b>(384)</b>	<b>(1,616)</b>
Insurance	\$100	(70)	
Utilities	\$1,000	(700)	
Depreciation	\$2,000	(1,400)	
Net rental income/loss		254	

© TAC all rights reserved

**26. B ランク**

出題トピック	別荘の賃貸 (rental of vacation home)
--------	------------------------------------

**Answer (B) is correct.**

本問では、賃貸日数が120日(≥15日)、自己使用日数が25日(>14日)で、合計使用日数は145日となる。「別荘の賃貸」として扱われるため、賃貸使用分のみ Schedule E にて控除可。賃貸使用の割合は120/145日となるが、本問に与えられている費用の金額は既に日割り按分された賃貸使用分の金額である。賃貸使用分は、その年度の賃貸収入を上限として控除が認められる。∴控除可能な減価償却費は、**選択肢 (B) \$500**となる。

	Sch.E
Gross rental income	2,000
Mortgage interest Real estate taxes	(1,000)
Repairs	(500)
Depreciation	(500)
Net rental income/loss	0

**27. B ランク**

出題トピック	別荘の賃貸 (rental of vacation home)
--------	------------------------------------

**Answer (C) is correct.**

本問では、賃貸日数が80日(≥15日)、自己使用日数が20日(>14日)で、合計使用日数は100日となる。「別荘の賃貸」として扱われるため、賃貸使用分のみ Schedule E にて控除可。  
∴賃貸収入\$8,000－賃貸使用分の経費 \$2,400  
【(\$1,000+\$2,000) × 80/100日】  
=\$5,600  
**選択肢 (C)** が正解となる。

**28. B ランク★**

出題トピック	別荘の賃貸 (rental of vacation home)
--------	------------------------------------

**Answer (C) is correct.**

本問では、賃貸日数が10日しかなく賃貸日数が15日未満であるため、当該不動産は単なる「個人使用の住宅」として扱われる。賃貸収入を申告する必要はないが、当該不動産に係る修繕費も控除することはできない。  
∴**選択肢 (C)** が正解となる。

※住宅ローンの支払利息と固定資産税が問題文に与えられていれば、Schedule A にて控除の対象となる。

**29. C ランク**

出題トピック	自己使用 vs 賃貸日数
--------	--------------

**Answer (C) is correct.**

募集をかけたが、賃貸できなかった日数(本問では7日間)を賃貸日数および合計使用日数から差し引くことができる。

∴賃貸日数が85日(=92日－7日≥15日)、自己使用日数が15日(>14日)で、合計使用日数は100日となる。「別荘の賃貸」として扱われるため、賃貸使用分のみ Schedule E にて控除可。賃貸使用の割合は、賃貸日数85日/合計使用日数100日=85%である。**選択肢 (C)** が正解となる。  
※賃貸期間中に借家人が納税者の使用を許可してくれた2日間については、公正な賃借料を受領しているため、自己使用日数には含まれない。

**30. B ランク**

出題トピック	自己使用日数 vs 賃貸日数
--------	----------------

**Answer (D) is correct.**

別荘を互いに使用した場合の賃貸期間は自己使用日数としてみなされるため、自己使用日数は、10日(納税者使用)＋9日(相互使用による賃貸期間)＋3日(無償での親族使用)＝22日。  
**選択肢 (D)** が正解となる。